



2022年5月12日

各 位

会 社 名 U B E 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 泉原 雅人
(コード番号 4208 東証プライム市場・福証)
問 合 せ 先 総 務 部 長 中 山 真 吾
(TEL. 03-5419-6110)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第16条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けます。なお、本附則は所定の期日経過後に削除するものです。

(2) 取締役の責任一部免除

取締役として有用な人材を確保し、各取締役がそれぞれ期待される役割を十分に発揮できるような環境を整えるため、取締役の責任の一部免除に関する規定を新設するとともに、現在、社外取締役のみを対象としている賠償責任を限定する契約(責任限定契約)の締結対象範囲を、業務執行をしない取締役に拡大するものです。

2. 変更の内容
次の通りです。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第4章 取締役、取締役会、監査等委員会及び執行役員</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第4章 取締役、取締役会、監査等委員会及び執行役員</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項に定める責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供制度の導入)</p> <p><u>第2条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u> <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 今後の予定

- ・定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日（予定）
- ・定款変更の効力発生日
 - 株主総会資料の電子提供制度の導入 2022年9月1日（予定）
 - 取締役の責任一部免除 2022年6月29日（予定）

以上